ワシントン条約附属書Ⅰ掲載動植物に係る貨物の輸入手続きフロー
（輸入制度：輸入承認／学術研究用標本）

輸　出　者

⑥輸出許可書の申請
⑦輸出許可書の発給

輸出国管理当局

ワシントン条約事務局

⑤輸入許可書(写)の送付
⑧輸出許可書等（正）及び貨物の送付

⑬年次報告書の提出

輸　入　者

◆提出書類
◇輸入承認･許可申請
▽申請書
▽説明書
▽輸入契約書
▽誓約書
▽その他

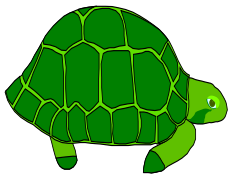

◇輸入申告
▽輸入承認証
▽輸出許可書等
▽その他

①輸入承認･許可申請
④輸入承認証･輸入許可書の発給

⑪輸入承認証･輸入状況報告書･引渡報告書の提出

日本国管理当局
【経済産業省】
◇経済産業省は次の事項を確認
(a) 当該貨物が附属書Ⅰに該当するか否かの確認
(b) 輸入目的が学術研究目的であり、商業的目的に使用されないことを確認
◇科学当局からの助言を受諾
◇輸出許可書等の保管及び年次報告書の作成

③管理当局への助言
②科学当局への照会

⑫輸出許可書等の送付

日本国科学当局
【農林水産省（海棲動物・植物）】
【環境省（陸棲動物）】

◇科学当局は次の事項を助言
(a) 輸入目的が当該種の存続を脅かす目的でないこと
(b) 生きている標本の場合、収容のための適当な設備を有していること

⑨輸入申告
⑩輸入許可

日本国税関当局
【財務省】

◇提出書類の確認等